

高速船規則検査要領

高速船規則検査要領

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 12 月 27 日 達 第 114 号
2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 12 月 27 日 達 第 114 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 として次の 1 条を加える。

1.1.3 臨時検査

規則 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。

(1) 危険物運送要件

梱包された危険物を運送する 2002 年 7 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日の間に建造開始段階にあった国際航海に従事する船舶にあっては、2011 年 1 月 1 日以降の最初の定期検査までに、“高速船の安全に関する国際規則（IMO Resolution MSC.97(73) THE INTERNATIONAL CODE OF SAFETY FOR HIGH SPEED CRAFT）” 第 7 章（IMO Resolution MSC.271(85)の改正含む）表 7.17-1 及び表 7.17-3 の規定に従い、7.13.3 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

附 則

1. この達は、2011 年 1 月 1 日から施行する。